

建設業労働災害防止協会 愛媛支部
支部長 浅田 春雄 殿

熱中症による重篤な労働災害を発生させないための取組強化について(要請)

全国の職場における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向にあり、令和6年における休業4日以上之死傷災害は、1,195人と調査開始以来最多となっています。特に死亡災害については、3年連続で30人以上となっており、労働災害による死亡者数全体の約4パーセントを占める状況にあります。

一方、愛媛県内におきましても、熱中症による4日以上之休業を伴う死傷災害は、毎年10人前後の発生状況となっていますが、観測史上夏の気温が最も高かった昨年は、例年の約2倍にあたる19人の方が被災し、うちお一人の方が亡くなっています。

熱中症の予防対策につきましては、「STOP!クールワークキャンペーン」等により、「暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の適切な実施」及び「糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対する医師等意見を踏まえた配慮」を重点として、建設現場の実態に応じた取組を進めていただいております。

さらに今般、労働安全衛生規則が改正され、本年6月1日から施行されることになりました。本改正は、現場において労働者を死亡に至らせない、重篤化させないことを目的として、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」を事業者義務付けたものです。

つきましては、本改正の趣旨及び取組事項について会員事業者を始め建設業者に周知していただき、建設現場において体制整備等の措置が徹底されますよう要請いたします。

令和7年5月27日

愛媛労働局長 常盤 剛史